食品安全モニターからの報告(平成19年10月分)について

食品安全モニターから10月中に、32件の報告がありました。

報告内容

<意見等>

•	食品安全委員会活動一般関係	1 件
•	リスクコミュニケーション関係	4件
•	BSE関係	1件
•	器具·容器包装関係	1件
•	遺伝子組換え食品等関係	1件
•	食品衛生管理関係	7件
•	食品表示関係	12件
•	その他	5件

(注)複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの 分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載すると ともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコ メントがありましたので掲載しております。

凡例)食品安全モニターの職務経験区分:

○食品関係業務経験者

- ・現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業(飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む)に就いた経験を5年以上有している方
- ・過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

○食品関係研究職経験者

・現在もしくは過去において、試験研究機関(民間の試験研究機関を含む)、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

○医療・教育職経験者

・現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業(医師、獣医師、薬剤師、看護師、 小中高校教師等)に就いた経験を5年以上有している方

○その他消費者一般

・上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

〇 効果的リスク管理支援を食品安全委員会に期待

食品関連事業者による不祥事が相次いで発生しています。食品安全委員会には、第 三者的立場から、食の安全確保を担保するために、効果的な監視体制の構築について、 科学的・専門的視野から支援することを期待します。

(東京都 男性 71歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、リスク管理機関からの求めに応じて行った科学的知見に基づくリスク評価の結果が、適切に施策に反映されているか否かを把握するため、リスク管理機関に対し定期的に調査を行い、その結果をホームページで公表しております。

現在、過去に実施した7回の調査結果について掲載しておりますので、御参照下さい。

〈食品安全委員会 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査〉

http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html

なお、企業等への食品の安全性に係る直接的な監視・指導については、リスク 管理機関が適切に対応していただいていると認識しております。

2. リスクコミュニケーション関係

〇 地域指導者育成講座に対する希望

食品安全委員会と一般消費者の間の橋渡しとして「地域の指導者育成講座」が開催されている。モニターの中から受講者を選考し、指導者を育成していくのであれば、講座を継続的・定期的に開催してもらいたい。また、受講修了者に活動支援や指導者の権限を与えていただきたい。

(鳥取県 女性 49歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

本講座は、食品安全モニターの方々をはじめ、行政、消費者団体、事業者などのうち、地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象とし、地方公共団体等と協力して全国各地で開催しております。

受講者された方には本講座で得た知識・経験を踏まえ、地域の集会などに積極的に御参加いただき、リスク分析の考え方をお話しいただくことなど、主体的な活動を通じて地域におけるリスクコミュニケーションの指導者として、情報・理解の裾野を広げていただけることを期待しています。

受講者の方に何か資格を与えるというものではありませんが、全ての課程を受講された方については、受講者名簿に登録させていただき、今後も引き続き、食品安全委員会の最新の情報を提供し、皆様の地域での主体的な活動を、食品安全委員会の立場で積極的に御支援させていただきたいと考えています。

また、食品安全委員会では、本講座をできるだけ全国の多くの方に受講頂きたいと考えおり、まずは全都道府県で開催することを主眼においています。

なお、今年度は、全国 11 カ所(神奈川県、石川県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、福岡県)で、各回 50 名から 100 名程度の規模で実施する予定です。

なお、本講座の開催及び参加者の募集については、当委員会のホームページに 随時掲載してまいりますので御参照下さい。

http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html

* 石川県、愛知県、滋賀県、鳥取県、山口県、香川県については、実施済(平成 19年 11 月末現在)

〇 WHOモイ博士の講演会に参加して

WHO のモイ博士の講演会に参加しました。食品照射の国際的な現状を理解する上で有意義な会合であったと思います。意見交換の場で中心となったシクロブタノンの安全性に対する疑問に対して集中的に討論する機会をあらためて作っていただけるよう希望します。

(群馬県 男性 64歳 食品関係研究職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

意見交換会に御参加いただき、ありがとうございました。食品への放射線照射に関する情報提供ついては、国民の皆様のニーズが高いものと考えております。なお、食品安全委員会では、国外の食品に関する安全情報の収集・整理等に資するため、外国人有識者(研究者)を招へいし、意見交換会などを行っており、今後とも随時情報を収集しながら、国民の関心等を踏まえて有意義な意見交換会の開催に努めてまいります。

○ 意見交換会に参加して

倉敷地域の食の安全・安心について考え、かつ共通意識を図り深めることを目的とした意見交換会に、コーディネーターとして参加した。行政に対してのみに意見が集中することなく、各段階における責任分野を意識しながら意見交換ができたのは望外の喜びであった。

(岡山県 男性 51歳 食品関係業務経験者)

〇 「食の安全」実践セミナーに参加して

北海道の6都市で開催された「食の安全」実践セミナーに参加した。北海道のメーカーによる不祥事が相次いだことから、急遽企画されたものである。こうした企画は食品関係者にはいい刺激になる。しかし、一方で、新たな偽装や賞味期限の改ざんが明るみに出ており、一般消費者はまだ安心することはできない。

(北海道 男性 66 歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

日頃から食品安全行政への御理解・御協力、誠に有難うございます。 御参加いただきました各意見交換会は自治体主催で開催されたものと考えます が、当食品安全委員会におきましても、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一環として、関係機関と連携するなどし、様々なテーマで意見交換会を実施しております。

今年度におきましても、「食中毒の原因微生物」や「農薬」、「放射線照射食品」等をテーマとして意見交換会を実施しており、今後も時宜を得た事柄をテーマとして、意見交換会や国内のみならず海外の有識者を招聘しての講演会等の開催を検討しております。

食品安全モニターの皆様にも、お近くで開催される折には、是非御参加いただ きたいと考えております。

またその際には、御家族や御友人にもお声掛けいただければ幸いです。

3. BSE関係

〇 若齢牛のBSE検査廃止について

国は、20 ヶ月齢以下牛の BSE 検査補助金を切る旨を各自治体に通達した。この方針に対し、一部自治体では消費者に根強い不安があるとの理由で検査継続を表明しているが、国は消費者に対し、BSE 情報を十分に伝え、行政と消費者で情報の共有をし、消費者の不安を払拭できれば、全国一律検査廃止方向に進むものと思われる。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

BSE 検査については、食品安全委員会が平成 17 年 5 月 6 日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、BSE 検査対象月齢を全年齢から 21 ヶ月齢以上の牛に変更した場合、食肉の汚染度は、全頭検査した場合と 21 ヶ月齢以上を検査した場合のいずれにおいても、「無視できる ~ 非常に低い」と推定され、この結果から、検査対象月齢の変更がもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと評価しています。

これについて食品安全委員会では、審議の段階での国民との意見交換会や、評価書案が取りまとめられた段階での意見・情報の募集等、リスクコミュニケーションに努めると共に、評価のポイントについて、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてまいりました。

20ヶ月齢以下の牛のBSE 検査費用に対する補助の打ち切りについては、リスク評価結果を踏まえて所要の措置を講じてきた厚生労働省が一義的に対応すべきであると考えていますが、食品安全委員会としても、今後ともリスクコミュニケーション等に取り組んでまいります。

【厚生労働省からのコメント】

BSE 全頭検査については、平成 13 年 10 月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、②国内で BSE 感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE 対策については、他の

食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しにあたって、食品安全委員会に諮問を行い、食品安全委員会の答申において、BSE 対象月齢を21ヶ月齢以上とした場合であってもリスクは変わらないとされたことを受け、平成17年8月、BSE 検査の対象月齢を21ヶ月齢以上とすることとしました。また、最近、管理措置について消費者等関係者の皆様の関心が高いことから、リスク評価や管理措置の現状について改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の3府省の共催により、11月に全国6箇所において意見交換会を開催し、BSEの国内対策について、食品安全委員会からリスク評価結果の内容を、厚生労働省及び農林水産省からリスク管理措置の現状等を御説明し、会場の皆様との意見交換を行いました。このように、これまでリスクコミュニケーション等を通じて国民への説明を行ってきたところですが、当該通知において、各自治体においても関係者の理解を深めていただけるよう依頼するとともに、今後とも国においても食品安全委員会の科学的知見に基づくリスク評価結果について国民に十分理解されるよう、リスクコミュニケーション等に努めてまいります。

4. 器具·容器包装関係

〇 環境ホルモン汚染について

カップめんスープや缶飲料から高濃度の環境ホルモンが検出され、若者の生殖能力の低下の原因になっている可能性があるとの話を聞きました。このことを消費者自身が認識すれば、企業も安全な製品作りに取り組むように思います。

(兵庫県 女性 37歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、合成樹脂製の器具・容器包装について、食品衛生法に基づく 必要な規格基準を定めて、これに適合しないものの製造、輸入、販売等を禁止す る等して適切に対応しています。

御質問の件については、内分泌かく乱化学物質に関連する調査研究を通じて、必要な情報収集を適切に行っており、現在までのところ、内分泌系への薬理作用を期待して医薬品として使用された DES (ジエチルスチルベストロール。現在は使用されていません。)のような例を除き、内分泌かく乱化学物質と疑われる物質によりヒトが有害な影響を受けたと確認された事例はありません。なお、厚生労働省では、以下の URL で内分泌かく乱化学物質に関する Q&A を掲載する等して一般消費者の方への情報発信を行っていますので、詳細はこちらを御覧下さい。

http://www.nihs.go.jp/edc/question/qanda.htm#

5. 遺伝子組換え食品等関係

〇 遺伝子組換え作物・食品の見直し

遺伝子組換えによる大豆や米等の研究が進んでいるとのことである。関係諸機関は研究・開発に積極的に取り組む団体を支援するとともに、消費者には遺伝子組換え作物・食品の安全性についてわかりやすく PR していただきたい。

(兵庫県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、遺伝子組換え食品のヒトの健康に与える影響について評価を行っています。

なお、安全性評価を担当している遺伝子組換え食品等専門調査会の審議内容については、調査会終了後、議事録を公開しております。

遺伝子組換え食品につきましては、これまで厚生労働省及び農林水産省と連携して意見交換会を実施するほか、季刊誌やDVDソフト「遺伝子組換え食品って何だろう?~そのしくみと安全性~」を作成するなど、国民に対する正確な情報提供にも努めているところです。なお、DVDソフトにつきましては、既に配布は終了しておりますが、食品安全委員会のホームページから閲覧することができます。

http://www.fsc.go.jp/osirase/1903dvd-idensi.html

また、食品安全委員会ホームページの『相談受付(「食の安全ダイヤル」)』の FAQ の中でも、遺伝子組換え食品の安全性について解説しています。

http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508_qa_2.html#8

今後も、海外から有識者を招聘して意見交換会を開催するなど、リスクコミュ ニケーションの推進に努めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

遺伝子組換え食品の安全性確保についての情報提供として、厚生労働省の「遺伝子組換え食品ホームページ」(http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi /index.html)において、安全性審査に関する具体的内容等を紹介した Q&A やその他関連資料を掲載しているほか、より分かりやすい情報の提供を目指して、パンフレット「遺伝子組換え食品の安全性について」を作成しています。今後ともリスクコミュニケーションの機会等を通じて、国民に対する正確な情報提供に努めてまいります。

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では本年 5 月以降、「遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会」を開催し、今後の遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関し、研究開発を重点的に進める分野や研究体制のあり方などについて議論を行っております。

また、これまでも、消費者や生産者等の皆様に対し、遺伝子組換え技術に関する正確な情報提供を行うとともに、対話による意見交換の場等を通じ、遺伝子組換え技術に対する正しい理解の促進、不安感の解消を図り、遺伝子組換え技術の利用について共通の認識を得るべく活動を進めてきたところです。

今後とも、こうしたコミュニケーション活動等について、一層効果的な成果が得られるよう工夫や改良を加えながら、取り組み内容を強化するとともに、印刷物やホームページ等の広報媒体も積極的に活用しながら、広く情報提供に努めてまいります。

(参考)

農林水産省「遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会」

http://www.s.affrc.go.jp/docs/commitee/gm/top.htm

農林水産省「遺伝子組換え技術の情報サイト」

http://www.s.affrc.go.jp/docs/anzenka/index.htm

6. 食品衛生管理関係

O CIQマークの導入について

頻発する中国製食品の食品衛生法違反事例に対処するため、中国政府が製品輸出時のモニタリング検査をクリアした証である CIQ マークの導入を決定したことはとても望ましいことだと感じました。これで中国製の食品も少しは安心して購入できるようになっていくと思います。

(三重県 男性 36歳 食品関係業務経験者)

○ 中国産水産物に含まれるホルモン剤について

「中国産水産物に含まれるホルモン成分の影響で、児童の身体に異変が生じている」と新聞に記載されていました。我が国も輸入食品に対して、施設・人員を充実させたうえで、しっかりとリスク管理をしてほしいと思います。

(石川県 女性 70歳 医療・教育職経験者)

○ さまざまな国からの輸入加工食品の安全性の不安について

大型業務用スーパー、卸売スーパーの進出に伴い、さまざまな国からの輸入食品が 出回っているが、加工するにあたり、食品添加物や品質管理などについて、実際のと ころ大丈夫なのか。輸入食品の安全性について食品安全委員会等はどのように考えて いるのか。

(鳥取県 女性 49歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会は、国民の健康保護が最も重要という認識のもと、科学的知見 に基づき、中立公正な立場から食品健康影響評価(リスク評価)を行っています。

輸入食品の安全性確保については、従来からリスク管理機関である厚生労働省において、輸入時検査等の監視・指導、輸出国政府との協議等を通じ、適切に対応していただいていると認識しております。

【厚生労働省からのコメント】

輸入食品の監視・指導にあたっては、統計学的に一定の信頼度で法違反を発見することが可能な検査数を基本に、食品毎に違反率や輸入量を考慮して策定した年間計画等に基づき全国31カ所に配置された検疫所においてモニタリング検査を

実施しています。また、モニタリング検査で違反が繰り返し確認された場合や、 海外情報等に基づく健康影響の程度などを踏まえ、食品衛生法違反の蓋然性が高いと判断される場合には検査命令(輸入者に対し、輸入の都度全ロット検査を命じ、結果が判明し適法であることが確認されなければ輸入できない制度)を実施しており、食品衛生法に違反する食品については廃棄等の措置を行いその輸入を防止しています。

一方、検疫所における検査体制の強化については、全国に 334 名の食品衛生監視員を配置し、食品等の輸入時の審査、検査等を実施するとともに、残留農薬等の高度な分析業務を集中的に行う検査センターを横浜及び神戸検疫所に設置し、さらに検疫所の試験業務の一部を民間の検査機関へ委託できる体制を整備するなど、検査体制の充実、強化及び効率化を図っているところです。

輸入食品の安全性確保は、食品安全基本法や食品衛生法に明記されるよう輸入者が第一義的責任を有しており、食品の輸入時にはその食品に係る添加物の使用や製造工程について明記した届出書の提出を義務づけています。また輸入者自らがその責務を適切に履行できるよう、輸出前の検査等の実施、講習会や検疫所の輸入食品相談指導室等を通じた指導を行っています。さらに、厚生労働省では、違反食品の輸入を未然に防止する観点から、輸出国政府に対して我が国の規制の周知や、検査方法等の情報提供を行うとともに、違反が発生した場合には、再発防止の観点から、輸出国政府に対して安全対策を求め、必要に応じて職員を派遣して現地調査を行うなどの対応も図っているところです。

輸入食品の監視体制や検査結果(違反事例を含む。)についてなど、輸入食品 監視業務に関する情報については、以下のホームページに掲載し、情報提供して おりますので御参考願います。

http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html

〇 食品中の異物混入について

米国 FDA は、食品中にどれだけの不純物汚染が許容できるか、その最大量のガイドラインを示している。日本では、異物混入について FDA のようなガイドラインが示されていないことから、一部の住民団体やマスコミが食品中の異物混入事件などの事例を必要以上に大きな問題として取り上げてきた経緯があり、冷静かつ客観的に対処する必要を感じている。当局はそうしたガイドラインを示すとともに、安全とリスクの客観的な科学的根拠についての多くの情報を今以上に開示していただきたい。

(愛知県 男性 62歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品中の異物混入については、食品等事業者による適切な異物混入防止対策が図られることが重要です。

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る 衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しており、食品中の異物混 入について相談等があった場合、当該事由による人の健康を損なうおそれの有無 を踏まえ対応しているところです。

生で食す野菜などを消毒するオゾン水について

生で食す野菜などを消毒する際、オゾン水で殺菌をする給食施設がある。一般の消毒液がニオイが残るのに対して、オゾン水は無臭である。オゾン水を、塩水や一般の消毒液と比べた場合の殺菌効果はどうなのだろうか。

(山梨県 女性 71歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

オゾンは既存添加物であり食品の殺菌目的で使用されていますが、オゾン水に限らず一般的に殺菌剤の殺菌効果は対象となる食品やオゾン濃度等によって変わるため、一概に比べることは困難です。

なお、生野菜の殺菌につきましては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号別添(最終改正:平成15年8月29日付け食安発第0829008号))において、流水(飲用適のもの。以下同じ。)で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム(生食用野菜にあっては、亜塩素酸ナトリウムも使用可)の200mg/Iの溶液に5分間(100 mg/Iの溶液の場合は10分間)またはこれと同等の効果を有するもの(食品添加物として使用できる有機酸等)で殺菌を行った後、十分な流水ですすぎ洗いを行うこととしています。

〇 菓子製造業界への指導について

菓子製造業界は衛生管理や商品管理等の取組が旧態依然としており、改善が遅れている。行政には改善のためのアドバイスをお願いするとともに、指導の強化と違反に対する賞罰を厳しく行うべきと考える。

(熊本県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

(HACCP 手法の導入促進)

食品の製造過程における衛生上の危害の発生防止と適正な品質の確保を図るためには、HACCP 手法の導入が有効であり、この HACCP 手法の推進については、国においては、平成 10 年に制定した通称 HACCP 法(正式名称「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法)に基づいて、HACCP 施設導入のための長期・低利の資金を農林漁業金融公庫が融資する等の支援措置を講じております。

また、平成15年度からは、HACCP手法の導入を推進するために、人材育成のための研修や技術情報に係るデータベースの構築などの取り組みを行っております。

なお、こうした HACCP 手法の導入の取り組みは、大企業では相当程度進んでいるものの、中小企業においては十分に進んでいるとは言い難い状況にあることから、今後とも HACCP 手法の一層の普及・定着の推進を図っていくこととしております。

(食品製造業界への指導)

これまで農林水産省としましては、食品業界のコンプライアンス (関係法令の 遵守や倫理の保持等)の徹底を図るため、関係法令の遵守等の要請文書の発出を 行うとともに、食品産業トップセミナーを開催しております。

特に菓子関係 19 団体に対しては、各企業における期限表示、コンプライアンス体制等の総点検、業界ごとのコンプライアンスセミナー等の開催の要請、さらに菓子関係 19 団体の役員を招集して、再度、業界内におけるコンプライアンス体制を図るよう指導したところです。

今後も食品企業のコンプライアンスの徹底を図るため、適切な対応を検討していきたいと考えております。

このほか、以下の意見があり、これについても、関係行政機関にも回付しております。

○ 食肉加工された商品の安全性のチェックについて

食肉加工された商品の安全性が失われてしまっていると思います。食肉加工の安全性について、製造会社のみだけではなく、別の調査機関などによりチェックする等の見直しを検討していただきたいと思います。

(長野県 女性 46歳 その他消費者一般)

7. 食品表示関係

〇 食品に関する偽装について

食品の偽装表示が繰り返されている。あの手この手で偽装する企業が一番悪い。消費者は食品表示に疑いの目が持てるくらい、賢くなっているが、偽装を見抜くことはできない。行政は細かな目配りと指導、そして厳しい処罰が必要ではないだろうか。

(福岡県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

○ 食品に関する偽装について

食品の悪質な偽装や消費期限の改ざんのニュースが後を絶ちません。食品業界に も、社外のチェック、検査を入れるなど、何らかの新しい対策を早急に実施し、食品 不正の撲滅を望みます。

(高知県 女性 48歳 その他消費者一般)

○ 食品に関する偽装について

食品に関する偽装が多いと思います。かつての牛乳から、肉・土産物として全国的に名の通った商品までキリがありません。「発覚しなければいい」というような体制ではなく、消費者が安心して購入でき、食べることができることが、消費者に対するマナーだと思います。

(島根県 女性 48歳 食品関係業務経験者)

○ 食品に関する偽装について

老舗の菓子製造業者による、製造日偽装が発覚し、営業禁止処分が下されました。 ここ数年、食品表示に対する消費者やマスコミの目が非常に厳しくなっている中において、継続的にしかも組織的に行われていたのはきわめて遺憾です。

(三重県 男性 36歳 食品関係業務経験者)

〇 食品に関する偽装について

食品安全の概念はいったいどう認識されているのだろうか。また、偽装表示が発覚 した。幸い、食中毒等の被害発生は皆無のようだが心配でならない。続発に対する関 係諸機関の指導や取組等はどのようになされているのだろうか。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

○ 食品に関する偽装について

ニュースなどで、食品業界の消費期限などの表示の偽装や改ざんが頻繁に報道されている。これでは、あまりにも消費者を馬鹿にしていて、何を信じていいのか分からなくなってきているのではないか。

(長崎県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

〇 食品会社の問題発覚について

食品会社の賞味期限の改ざん、原材料の問題が連続して発覚していることに、消費者として不安があります。消費者が安心して食品をいただけるよう、業者への指導をよろしくお願いいたします。

(岩手県 女性 50歳 その他消費者一般)

〇 比内地鶏の偽装について

比内地鶏の加工品として出荷した加工品に別の鶏を使用した疑いがあると報道されていました。偽装表示は、消費者を裏切る行為なので、もっと厳しい取り締まりをしてほしいと思います。

(和歌山県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る 衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しています。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品 衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事 業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、広域流通食品の製 造・販売等を行う食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事 項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行って いるところです。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/index.html (「13.広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」を御覧下さい。)

【農林水産省からのコメント】

消費者の信頼を揺るがす案件が続いていることを踏まえて、農林水産省としては、本年8月から、食品表示110番の対応マニュアルを見直し

- ① 都道府県域業者かどうかの判断基準の明確化
- ② 都道府県(保健所、JAS 担当)農政事務所、警察等の定期的な情報交換会の開催等による連携の強化等を図っているところであり、こうした情報提供に対し、迅速かつ的確に対応し、JAS 法に違反する事実が判明した場合には、厳正に対処することにより、消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

また、加工食品の原材料の業者間取引についても、JAS 法の品質表示義務の適用対象とすることが適当との報告を 10 月 31 日に開催された第 6 回「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」において、とりまとめていただいたところであり、本報告を受け、来年 4 月からの施行を目指し、品質表示基準の改正等必要な対応を行っていく考えです。

また、食品企業のコンプライアンス(関係法令の遵守や倫理の保持等)の更なる徹底を図るため、

- ① 各業界団体トップに対し、コンプライアンス徹底の要請、点検・検証の指示、農林水産省主催セミナーへの参加、業界団体主催セミナーの開催等を個別に要請、
- ② 経営者・監査役の意識改革を図るため、食品産業トップセミナーを開催し、 意識の低い事業者に対して参加するよう積極的に働きかけるとともに、
- ③ 業界全体の取組の底上げを行うため、業界団体を対象とした「食品企業の信頼性向上自主行動計画(仮称)の策定支援ガイドライン」の策定を検討しているところです。

これらの取組を通じて、業界団体や食品企業の大宗を占める中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼が確保されるよう取組を進めていきたいと考えています。

〇 食品偽装問題を契機にJAS法の見直しを

今年に入って、食品の偽装問題があとを絶たないが、このような問題が頻繁に起きる背景には、食品企業の法令順守に対する甘さがある一方、食品表示を定めた JAS 法にも不備があるように思われる。これを契機に JAS 法の見直しが必要であると思われる。

(静岡県 男性 69歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

JAS 法においては、「一般消費者の選択に資する」という目的を踏まえ、品質表示基準の違反があった場合は、迅速に是正の指示・公表を行うことにより、効果的かつ効率的な品質表示の適正化を図ることとしています。

違反を行った業者名の公表は、社会的に極めて厳しいペナルティであり、これ を迅速に行うことによる抑止効果は大きいと考えています。

JAS 法の品質表示基準に違反した事業者に直ちに罰則を科す見直しを行うことについては、

罰則適用のために告発、立件等所要の手続きを経ることが必要となり、是正までに一定の時間を要すること、

人体に直接危害を与えるおそれのある事項を定めるものではなく、広汎な対象・事項について詳細に定められた規制内容に抵触した場合に、直ちに罰則を課すことには問題があること、等の問題があると考えています。

〇 解凍食品の安全性について

大手菓子製造会社が冷凍し解凍した商品を出荷していた問題に関して、今後解凍した食品の安全性について、もう一度徹底して見直す時期が来たように思います。製造者が商品を完成して冷凍した日を製造年月日として正しく表示したうえで、解凍後、どの程度安全性が保てるのかという基準を見直すべきではないでしょうか。

(長野県 女性 46歳 その他消費者一般)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

期限表示の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、原則として、食品等事業者が期限の設定を行うこととなります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等の結果に基づき、安全係数を考慮して、科学的・合理的に期限を設定する必要があります。

厚生労働省及び農林水産省においては、平成17年2月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」をとりまとめ、各食品業界団体等に通知しており、各食品等事業者においては、このガイドラインを踏まえ、適切な期限の設定がなされているところです。

なお、当該ガイドラインでは、食品等事業者に対して、期限設定の根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときには、情報提供に努めるよう周知しているところです。

この他、加工食品の表示に関する共通 Q&A (第2集:期限表示について)を公表しており、今後とも食品表示に関する普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

(参考)

○「食品期限表示の設定のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/hyouji/dl/02.pdf

農林水産省ホームページ:

http://www.maff.go.jp/www/counsil/counsil_cont/sougou_syokuryou/guideline.pdf

○「加工食品に関する共通 Q&A (第2集: 期限表示について)」 厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html

農林水産省ホームページ:

http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/kako_kyotu_kigen.pdf

○ 表示に関する相談しやすい行政の相談窓口について

多くの地方の中小の食品製造業者は法律の知識がなく、品質表示基準等に反した表示が横行しています。現状の行政の相談窓口は敷居が高いのではないでしょうか。表示について気軽に相談のしやすい相談窓口を民間団体等への委託も含め検討し、その周知をしたらどうでしょう。

(福岡県 男性 57歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

食品の表示については、食品衛生法、JAS 法、景表法(不当景品類及び不当表示防止法)等の法律がありますが、それぞれの法目的から必要な規制が行われており、関係省庁が連携して、効率的活的確な運用を図ることが重要であると考えています。

このため、国民からの相談窓口として、

- ① 食品衛生法及び JAS 法に基づく表示についての相談を一元的に受け付ける 窓口(全国 6 箇所)
- ② 食品表示に対する国民からの情報を広く受け付ける食品表示 110 番を設置しています。

【一元的な窓口】

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/madoguchi.html 【食品表示 110 番】

http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/pdf/110ban_mado.pdf

このほか、以下の意見があり、これについても、関係行政機関にも回付しております。

〇 野菜ジュースの表示などについて

「1本で1日分の野菜を使用」などと表示されている野菜ジュースがある。名古屋市消費生活センターが野菜ジュース(100%を含む)を検査したところ、厚生労働省が推奨している1日の野菜の摂取量350gにおける五大栄養成分すべてで目安量を上回るものはなかったとテレビ番組で報道されていた。商品の内容について正しく記載する必要があると思う。

(長崎県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

8. その他

〇 こんにゃくゼリー規制への道筋について

平成 19 年 10 月から、こんにゃくゼリーに統一の警告マークが表示された。12 年間で 14 人が死亡した食品への対策として、このマークだけで事故の再発が防げるのだろうか。窒息死のハザードとリスクを明確にして、規制への道筋を立てることを食品安全委員会等に望みます。

(福岡県 男性 56歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

「こんにゃく入りゼリー」を原因とした窒息事故が子どもや高齢者を中心に発生していることから、事故を防止するためには、子どもや高齢者の摂食に関する注意喚起を行うことが重要です。

このため、食品安全委員会としても、委員会ホームページにおいて、「こんにゃく入りゼリー」による死亡事故に関する注意喚起を行っているところです。 (http://www.fsc.go.jp/sonota/konnyakujellyjiko1907.html)

【農林水産省からのコメント】

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故については、これまでも、関係団体を所管する農林水産省として、こんにゃく入りゼリーに起因する窒息事故の再発防止に向けて、①注意表示の徹底・改善、②物性や形状等の改善等について業界全体として早急に取り組むよう関係団体に対して、指導してきたところです。

8月8日、こんにゃく入りゼリーの製造・販売等の実態、物性の測定及び注意表示等に関する調査の結果を公表 (http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070808press_1. html) したところですが、この調査により、

① 平成19年5月23日の国民生活センターの事故事例公表後、複数の食品事

業者において窒息事故防止のための追加的措置(こんにゃく粉の配合量の減少、形状・容器の変更等)がとられていること、

② 食品事業者がゼリーの物性及び注意表示の改善に向けて留意する点があること、等が明らかになったところです。

これを受けて、業界団体における窒息事故の再発防止に向けた取組を促進する 観点から、①業界団体の対策会議における説明、②関係事業者団体への通知を行 うとともに、③8月8日に公表した調査結果を農林水産省のホームページへ掲載し たところです。

また、9月20日に全国こんにゃく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、 全日本菓子協会が「一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止対策」を公表 し、事故再発防止のための具体的対策の一つとして統一マーク等の警告表示等に ついて自主的に行うこととしています。

【統一警告マーク】



農林水産省としては、今後とも、業界団体による自主的な取組を一層促進する ため、

- ① 業界団体及び各事業者の取組に対する助言・指導、
- ② 業界団体の改善に向けた取組に関する情報提供、
- ③ 改善状況等に関する情報収集、

等を行ってまいります

〇 人工野菜に対する私見

人工光源を利用し、無農薬で害虫の被害もなく、季節を問わず短期間に出荷できる 人工野菜を生産する企業に対して、関係諸機関は常に、モラルの向上と生産意欲・技 術の高揚に努めるように支援していただきたい。

(兵庫県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

人工光源を利用し、季節を問わず野菜を生産出荷することができる施設(いわゆる植物工場)の整備に当たっては、産地競争力の強化等を目的とした「強い農業づくり交付金」により、農業協同組合や農業生産法人等への支援(補助率 2 分の 1)を行っているところです。

http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaisaku/koufukin 7.pdf

○ 食品製造業の経営者を対象にした「倫理研修」の実施について

食品製造業の経営者サイドのマインドの緩み、モラル低下に歯止めをかけるために、経営者を対象とした「倫理研修」を定期的に行う旨を法律で定めることを提案する。モラルや緊張感の低下を防ぐしくみを制度化することが必要だ。

(北海道 男性 38歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では、食品企業のコンプライアンス(関係法令の遵守や倫理の保持等)の更なる徹底を図るため、

- ① 各業界団体トップに対し、コンプライアンス徹底の要請、点検・検証の指示、農林水産省主催セミナーへの参加、業界団体主催セミナーの開催等を個別に要請、
- ② 経営者・監査役の意識改革を図るため、食品産業トップセミナーを開催し、意識の低い事業者に対して参加するよう積極的に働きかけるとともに、
- ③ 業界全体の取組の底上げを行うため、業界団体を対象とした「食品企業の信頼性向上自主行動計画(仮称)の策定支援ガイドライン」の策定を検討しているところです。

これらの取組を通じて、業界団体や食品企業の大宗を占める中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼が確保されるよう取組を進めていきたいと考えています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

〇 食品添加物の適切な使用について

食品添加物は、食品の加工技術の発達の歴史とともに、使用される品目や種類が増えてきました。食品添加物の不安情報の多くは、使う人のモラルが信頼されていないことが原因になっているように感じます。食品を製造される皆様には、適切な使用をしていただきたいと思います。

(大阪府 女性 35歳 食品関係業務経験者)

〇 「霜降り」肉づくりの矛盾と安全性

「霜降り肉」は、牛が備える特性に反する飼養形態だと雑誌で読んだ。牛の本来の食べ物とは異なる濃厚飼料を大量に食べさせている飼育者もいるという。濃厚飼料のほとんどを輸入に頼り、牛の生理に反するような飼養方法では、安全な食品とは認識できない。牧草主体の給餌からつくりあげた肉こそが、立派で安全なものだと思う。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

食品安全モニターからの報告(平成19年11月分)について

食品安全モニターから11月中に、27件の報告がありました。

報告内容

<意見等>

•	食品安全委員会活動一般関係	1件
•	リスクコミュニケーション関係	3件
•	BSE関係	1 件
•	食品添加物関係	1件
•	農薬関係	2件
•	器具·容器包装関係	1件
•	化学物質·汚染物質関係	1件
•	食品衛生管理関係	1件
•	食品表示関係	14件
•	その他	2件

(注) 複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの 分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載すると ともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコ メントがありましたので掲載しております。

凡例)食品安全モニターの職務経験区分:

- ○食品関係業務経験者
 - ・現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業(飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む)に就いた経験を5年以上有している方
 - ・過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方
- ○食品関係研究職経験者
 - ・現在もしくは過去において、試験研究機関(民間の試験研究機関を含む)、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方
- ○医療·教育職経験者
 - ・現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業(医師、獣医師、薬剤師、看護師、 小中高校教師等)に就いた経験を5年以上有している方
- ○その他消費者一般
- ・上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

○ 食品安全モニター報告について

消費者に食品を提供する側の不正が続々と発覚し、たいへん不愉快です。しかし、表示の問題への提言となると「農水省・厚労省等へ」となります。食品安全モニターの報告としては、食品の内容・成分への意見を求められていると思われるのですが、なかなかハードルが高いです。もう少し間口を広げても OK となれば、モニター側としては意見を挙げられると思います。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニターの方々にお願いしております随時報告につきましては、食品の安全性の確保を主旨とした幅広い御意見等をお寄せいただきたいと考えております。

報告の対象につきましては、お考えのような「食品の内容・成分」に特化した 意見を求めているものではなく、食品安全行政に関する御意見や食の安全に関し 日常を通じてお気付きになった点などをお寄せいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、個別のことで、御報告等に当たって迷われたり御不明な点などございましたら、事務局担当までお問い合わせ下さい。

2. リスクコミュニケーション関係

〇 食を考える意見交換会に参加して

宗像市と福岡農政事務所主催の「食を考える意見交換会」に出席した。遺伝子組換え農作物、有機農産物、トレーサビリティ、期限表示、米国産牛肉等に関し、活発な意見交換が行われた。このような意見交換会が、地方市で開催されたことは異例であり、感謝したい。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

日頃から食品安全行政への御理解・御協力、誠に有難うございます。

当食品安全委員会におきましても、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一環として、関係機関と連携するなどし、様々なテーマで意見交換会を 実施しております。

今年度におきましても、「食中毒の原因微生物」や「農薬」、「放射線照射食品」等をテーマとして意見交換会を実施しており、地方都市においては地方公共団体との共催により実施しているところです。今後も時宜を得た事柄をテーマとして、意見交換会や国内のみならず海外の有識者を招聘しての講演会等の開催を検討しております。

食品安全モニターの皆様にも、お近くで開催される折には、是非御参加いただきたいと考えております。

またその際には、御家族や御友人にもお声掛けいただければ幸いです。

【農林水産省からのコメント】

食を考える意見交換会(11月16日宗像市)に御参加いただき、ありがとうございました。農林水産省では、地方農政局・農政事務所の地域のネットワークなどを通じた迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供に取り組んでおります。

特に、意見交換会や説明会については、これまで、牛海綿状脳症(BSE)関係、農薬、遺伝子組換え農作物、GAP 手法(農業生産工程管理手法)など、国民の関心の高いテーマを取り上げ、開催してまいりました。

今後とも、地方農政局・農政事務所の地域のネットワークなどを通じ、全国各地の方々と、できるだけたくさんの意見交換を行ってまいります。

また、メールマガジン「食品安全エクスプレス」を通じた情報提供にも取り組んでおりますので、こちらも御参照ください。

メールマガジン「食品安全エクスプレス」への登録

http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

○ 食の安心について思うこと

季刊誌「食品安全」vol.14 に掲載された見上委員長の寄稿「食の安心とは・・・」を読みました。委員長が指摘されるように、「安全・安心」が四字熟語のように使われることには私も批判的です。食の安心は、科学的な安全評価が基礎にあって、それに信頼が加わったときに熟成されるものだと考えています。食品安全委員会が今までの活動をさらに発展させ、市民から信頼される組織に成長することを願っております。

(群馬県 男性 64歳 食品関係研究職経験者)

〇 安全と安心は別のもの

最近の JAS 法違反事件は主として安心の問題なわけですが、安全安心が四字熟語的に使用されている関係で、危ない食品だらけのような印象を与えています。季刊誌「食品安全」vol.14 の見上委員長寄稿の「安全と安心は別のもの」という意見に大賛成です。食品安全委員会が本意見を諸機会に発信し続け、安心の求めすぎ傾向が是正されることを期待します。

(神奈川県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

3. BSE関係

O BSE問題の疑問点について

BSE に関して全頭検査をする場合と生後 20 ヶ月以下の牛の検査を止めた場合の安全性の比較については、一般消費者の常識や経験、考え方だけでは難しくて判断ができないと思います。わかりやすい説明を求められた場合にどのように説明すれば良いのでしょうか。牛肉の偽装表示についての報道もあり、消費者は何を見て購入すればよいのか疑心暗鬼になります。

(香川県 女性 62歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

BSE 検査については、食品安全委員会が平成 17 年 5 月 6 日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、BSE 検査対象月齢を全年齢から 21 ヶ月齢以上の牛に変更した場合、食肉の汚染度は、全頭検査した場合と 21 ヶ月齢以上を検査した場合のいずれにおいても、「無視できる ~ 非常に低い」と推定され、この結果から、検査対象月齢の変更がもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと評価しています。

これについて食品安全委員会では、審議の段階での国民との意見交換会や、評価書案が取りまとめられた段階での意見・情報の募集等、リスクコミュニケーションに努めると共に、評価のポイントについて、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてまいりました。

(参照:食品安全委員会ホームページ「トピックス」内『BSE 及び vCJD について』) http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html

食品安全委員会としても、今後ともリスクコミュニケーション等に取り組んで まいります。

【厚生労働省からのコメント】

BSE 全頭検査については、平成 13 年 10 月当時、①牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、②国内で BSE 感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE 対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しにあたって、食品安全委員会に諮問を行い、食品安全委員会の答申において、BSE 対象月齢を 21 ヶ月齢以上とした場合であってもリスクは変わらないとされたことを受け、平成 17 年 8 月、BSE 検査の対象月齢を 21 ヶ月齢以上とすることとしました。また、最近、管理措置について消費者等関係者の皆様の関心が高いことから、リスク評価や管理措置の現状について改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の 3 府省の共催により、11 月に全国 6 箇所において意見交換会を開催し、BSEの国内対策について、食品安全委員会からリスク評価結果の内容を、厚生労働省及び農林水産省からリスク管理措置の現状等を御説明し、会場の皆様との意見交

換を行いました。その際に説明に用いた資料等についてはホームページにおいて 公表しておりますので、御活用いただければと思います。なお、この資料中には、 BSE の発生状況に関して、BSE 検査陽性牛の生まれた時期を考慮して、分かりや すくしたグラフも含まれておりますので、御参照ください。

(参考)「食品に関するリスクコミュニケーション-我が国における牛海綿状脳 症 (BSE) の国内対策を考える-」(全国6ヶ所) 開催結果

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/071213-1.html

4. 食品添加物関係

〇 ファーストフードの安全性について

ファーストフードの原材料表示にはかなりの数の食品添加物があげられているので、それを食べる消費者の人体への影響が大変不安です。簡便なファーストフードを利用する機会は増える一方だと思われるので、安全性を確立する機能を強化していくよう指導していただきたいと思います。

(長野県 女性 46歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、食品の製造の過程において、加工又は保存の目的で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法第10条により、食品添加物については、天然香料等を除き、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が定める場合を除いては製造及び使用等が禁止されております。

新しい食品添加物の使用を認めるに当たっては、食品安全委員会において食品 健康影響評価を行い、その評価を踏まえ、添加物としての検討を行い、必要に応 じて使える食品や使用量の限度についての基準(使用基準)等を定め、食品添加 物の安全性を確保しています。また、古くから使用が認められるものについても、 最新の科学的知見に基づき、必要に応じて、安全性を確認しています。

食品添加物の規制については、厚生労働省の下記のホームページで御覧いただけますので、御参照下さい。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html

5. 農薬関係

〇 農薬使用の安全性について

今まで、市販の野菜は農薬の使用が心配だったので避けてきたが、最近、 CO_2 削減をうたった地産地消や最近の農薬の進化についての話を聞いて、考え直さなければと思っている。また、洗浄や調理によって残留農薬が軽減するのであれば、その情報がほしい。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

正しく農薬が使用されれば、食品に含まれる農薬は、健康に影響しない量に抑えられます。

ただし、細菌等による食中毒の可能性もありますので、調理前の手洗い、食材の水洗い、包丁やまな板等の衛生管理に努めて下さい。

なお、これらの情報については、農林水産省消費・安全局のホームページにある「安全で健やかな食生活を送るために」を御参照下さい。

(http://www.maff.go.jp/j/fs/index.html)

このほか、以下の意見があり、これについても、関係行政機関にも回付しております。

〇 農産物生産履歴を実施している市場について

ポジティブリスト制度の導入に伴い、地方では使用農薬の種類や量などを明記した 農産物履歴提出を義務づける市場が出現している。少ない事例ではあるが、消費者か らの「食の安全」に対する求めに応じる取組が生産者の間で進行していることは大変 嬉しいことである。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

6. 器具 · 容器包装関係

○ 容器に使用される添加剤の安全性などについて

菌を増やさない目的や、使い勝手のよさなどを目的に、新機能をうたった物質が添加されている容器を見かけます。市場に出せば売れるからと、安全性の確認が不十分なまま、商品化されていることはないでしょうか。十分なテスト期間とチェック体制をお願いします。

(三重県 女性 42歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、合成樹脂製の器具・容器包装について、食品衛生法に基づく 必要な規格基準を定めて、これに適合しないものの製造、輸入、販売等を禁止す る等して適切に対応しています。

これら規格基準は、食品安全委員会による健康影響評価結果を踏まえて策定されますが、健康影響評価を行うためのデータには、通常、動物に長期間摂取させ

る長期毒性試験のデータも含まれることから、御指摘の十分なテスト期間は、こ うした毒性試験により担保されています。

7. 汚染物質・化学物質関係

〇 食品中のトランス脂肪酸の基準値設定に向けて

季刊誌「食品安全」vol.13 に、食品中のトランス脂肪酸の分析調査の実施報告が掲載されていた。現在、一部の食品業界でトランス脂肪酸の表示をする方向に向かいつつあるが、国としても食品中のトランス脂肪酸の含有基準値の設定を早急に整えてほしい。

(宮城県 女性 58歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会及び厚生労働省からのコメント】

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニングなどの加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか、自然界においての牛などの反すう動物の脂肪や肉などに含まれる脂肪酸の一種です。トランス脂肪酸は大量に摂取することで、動脈硬化などによる心臓疾患のリスクを高めるとの報告や、飽和脂肪酸と同じように、トランス脂肪酸の摂取と心臓疾患のリスク増大には相関関係がある可能性があるといわれています。

食品安全委員会では平成 18 年度に「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査」を行い、トランス脂肪酸の含有が予想される食品 386 検体(パン類等の穀類、乳類、マーガリン等の油脂類、菓子類等)などを分析した結果から、平均的な日本人のトランス脂肪酸の摂取量は、0.7~1.3g/人/日(摂取エネルギー換算:0.3~0.6%)と推計されました。この推計値は、食事、栄養及び慢性疾患予防に関する WHO/FAO 合同専門家会合の報告書で目標とされている「最大でも1日当たりの総エネルギー摂取量の1%未満」を満たす結果となっています。

脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど偏った食事をしている場合は、平均を 大きく上回る摂取量となる可能性があるため、注意が必要ですが、日本人の一般 的な食生活の中ではトランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられます。

なお、食品安全委員会では、食品中に含まれるトランス脂肪酸について、科学的知見に基づいて分かりやすく整理したファクトシートを公表していますので、 参考としてください。

http://www.fsc.go.jp/sonota/54kai-factsheets-trans.pdf

いずれにいたしましても、脂肪は三大栄養素の中で単位当たり最も大きなエネルギー供給源で、脂溶性ビタミンの溶媒になる大切な栄養素ですが、トランス脂肪酸や飽和脂肪酸の含有量等にこだわるのではなく、日本の「食生活指針」で謳っているように、脂肪全体量の摂り過ぎに注意し、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよく摂ることが大切と認識しています。食品安全委員会及び厚生労働省では、今後、脂肪等に関する研究、コーデックス等の動向について注視していきたいと考えています。

8. 食品衛生管理関係

O 直売所で販売されたキノコについて

鳥取県の JA 直売店で販売されていたキノコを購入した人が中毒症状を訴えたとの 記事を読んだ。消費者が安心して食材を買えるように、行政には対策を考えて欲しい と思う。

(和歌山県 女性 32 歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品キノコを原因食品とする食中毒対策としては、各都道府県等や各保健所等において、摂食が可能なキノコ等についての普及啓発や情報提供を行っています。 また、食品等事業者が販売したキノコによる食中毒が発生した場合、保健所において原因食品の回収・廃棄命令、食品等事業者への衛生指導等を行うとともに、当該食中毒事例の公表を行うことにより注意喚起を行っているところです。

【農林水産省からのコメント】

天然きのこを摂取する場合には、誤って毒きのこを摂取しないよう、食用か否かの判断に迷った場合等には、地域の研究機関やきのこ専門家、きのこアドバイザー等を活用していただくよう、林野庁のホームページにおいて情報提供をおこなっているほか、都道府県等を通じて広く周知するよう指導に努めているところです。

参考) http://www.rinya.maff.go.jp/kouhousitu/kinoko/kinoko2.htm

9. 食品表示関係

○ 食品に関する偽装について

食は生きていくうえで欠かせない。食品表示はありのままの正しい表示で、食品の 衛生的な扱いを行い、消費者の安全確保を望む。利益追求企業への罰則の強化と、食 品関連事業者の意識改革、そして法律の整備が急務であると思う。

(福岡県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

○ 食品に関する偽装について

今年度は、食品偽装事件が多発し、農水省及び厚労省の的確な行政指導と処分が行われていたようであるが、国民的視点から見るとまだまだ対応が遅いように感じられる。一連の食品表示偽装事件は氷山の一角であり、この種の事件の再発防止に鋭意努めていただきたい。

(群馬県 男性 71歳 食品関係業務経験者)

○ 食品に関する偽装について

偽装表示問題は、なぜなくならないのだろうか。内部告発があるまで不正が発覚されない。その前に、保健所や農林水産省の各機関の抜き打ち検査を実施し、危機管理を徹底することを望む。

(岩手県 女性 62歳 医療・教育職経験者)

○ 食品に関する偽装について

内部告発により次々と不正が発覚している。食品業界のコンプライアンス軽視の問題は、行政による管理の甘さと処分の軽さにも責任がある。意図的で悪質な違反に対しては厳正な罰則を課し、偽装表示の防止に取り組むべきである。

(福岡県 男性 56歳 食品関係業務経験者)

○ 食品に関する偽装について

組織ぐるみで長期間にわたって、和菓子の製造に偽装や隠ぺいをし、消費者の信頼を大きく裏切った老舗の業者は許しがたい。関係省庁はその老舗に対して、今後いかなる指導をなされるのか期待したい。

(兵庫県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

〇 食品に関する偽装について

毎日のように報道される食品の表示偽装は食品の安全性を全く無視していると思われる。老舗の料理店が菓子の賞味期限を偽装して売っていたことがわかった。国や関係機関は総力をもって啓発を図り、抜き打ち検査を強化し、違反の早期発見を行い、違反したものについては厳しい処罰なりを課すべきであると思っている。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る 衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しており、食品等事業者が 食品衛生法上の表示基準に違反した場合は、営業停止等の行政処分を行うことが できるほか、懲役刑又は罰金刑を適用することができると定められています。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品 衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事 業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、広域流通食品の製 造・販売等を行う食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事 項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行って いるところです。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/index.html (「13.広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」を御覧下さい。)

【農林水産省からのコメント】

消費者の信頼を揺るがす案件が続いていますが、こうした状況に対応するため、本年8月から、食品表示110番の対応マニュアルを見直し、都道府県(保健所、JAS 担当)農政事務所等との定期的な情報交換会の開催等による連携の強化等を図っており、国民の皆さんからの情報提供に対し、迅速かつ的確に対応し、JAS 法に違反する事実が判明した場合には、厳正に対処することとしています。

11月には警察庁と食品偽装事案に関する連携協定を締結し、警察が行う捜査と農林水産省が行う調査がより効果的に進むよう連携の強化を図っているところです。

また、加工食品の原材料の業者間取引についても、JAS 法の品質表示義務の対

象に加えることにより、加工食品の表示についての信頼性を高めていきたいと考えており、来年4月からの施行を目指して作業を急いでいるところです。

さらに、食品企業の不祥事が相次いで発生している現状を踏まえ、食品企業のコンプライアンス(関係法令の遵守や倫理の保持等)の更なる徹底を図るため、業界団体を対象とした「食品企業の信頼性向上自主行動計画(仮称)の策定支援ガイドライン」の策定の検討等を行っているところです。

これらの取組を通じて、食品表示の適正化に努めるとともに、中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

〇 食品表示問題と行政の対応について

食品偽装表示問題で保健所は食品衛生上「問題なし」とし、農政局がJAS法上「違法」としたものがある。各省が個別に法規制し、他省庁と連携を取らないのではなく、整合性のある法規制を急ぐ必要があると思う。食品安全委員会にも中立性を生かして、各省を取りまとめていただきたい。

(沖縄県 女性 47歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全行政については、食品安全委員会が中立公正な立場からリスク評価を 行うとともに、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関が、食品供給行程に おいて規制や指導等の必要な措置を講じているところです。

今般の一連の食品偽装表示問題についても、厚生労働省、農林水産省等において、食品衛生法や JAS 法に基づき必要な対応がなされているものと考えていますが、食品安全委員会としても、食の安全ダイヤルを活用した情報収集や分かりやすい情報提供等を行うなど、関係行政機関等との連携を強めて、的確な食品安全行政の実施に努めてまいります。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

消費者が的確に食品を選択するための十分な情報を得ることができるよう、消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現していくことは極めて重要です。このため、食品衛生法を所管する厚生労働省と JAS 法を所管する農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を開催し、わかりやすい食品表示の実現に向けて、食品の表示基準全般について調査審議しているところです。さらに、食品衛生法及び JAS 法に基づく表示についての相談を一元的に受けつける窓口の設置、食品の表示制度を一覧できるような共通パンフレットの作成・配布等を行っているところであり、今後とも、各種法令の横断的な理解促進のための取組を行ってまいりたいと考えています。なお、法律の一元化については、JAS 法は一般消費者の合理的な選択に資すること、食品衛生法は衛生上の危害の防止、景品表示法は公正な競争の確保とそれぞれの法目的から表示以外も含め必要な規制や罰則が設けられております。このように法目的などが異なることから、まずは双方

の効率的・的確な運用に努めつつ、連携を強化することにより、わかりやすい表示の実現に努めてまいりたいと考えております。

〇 表示に関する啓発について

食品表示に製造年月日の併記をという動きがあるそうです。消費者は製造年月日の みに注目し、新鮮さだけで食品を評価して購入すると思われます。食品製造者は、衛 生管理や品質向上によって保証期間を延ばすことより、手っ取り早い製造日競争を始 めることが予想されます。「短期限が優良」という風潮の間違いを啓発していくこと が大事です。

(福岡県 男性 63歳 食品関係業務経験者)

○ 製造年月日の併記の動きについて

製造日の改ざんが次々に摘発されているが、食料自給率39%の我が国で表示違反の 摘発に気を取られていると、貴重な輸入原材料を無駄に廃棄することになる。期限表 示は、消費期限と賞味期限のみで十分である。製造日の表現は禁止して、食品業界で 行われている実態に合わせて、包装、販売、出荷の日を表示させたほうが、国民の理 解を得られるのではないかと思われる。

(新潟県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

〇 製造年月日の併記の動きについて

現在のJAS法の、消費期限・賞味期限をラベルに表示すれば製造年月日は不要というルールを、製造年月日と期限表示の併記する方法に戻すべきだ。同時に販売元が品質について全責任を負うなら、製造元は表示不要という規定も止めさせてほしい。

(北海道 男性 39歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法においては、当初、製造年月日の表示を義務付けていましたが、平成7年4月から製造年月日に換えて期限表示を義務付けているところです。ただし、必要な期限表示を適切に行った上で、消費者への情報提供として事業者が自主的に製造年月日を表示することまでを妨げるものではありません。

今後とも、国民の皆様に我が国の食品表示制度について、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

【農林水産省からのコメント】

JAS 法及び食品衛生法においては、当初、製造年月日表示を義務付けていましたが、

- ① 技術の進歩により消費者にとっては、製造年月日からどの程度日持ちするのか適切に判断することが困難であること
- ② 過度に厳しい日付管理による事業者の深夜・早朝操業や返品・廃棄等の原因となっていたこと
- ③ 国際的な食品規格 (コーデックス) においても期限表示が採用されており、 これとの調和が求められていたこと

等から、製造年月日表示から期限表示(賞味期限・消費期限)に転換すること が適当とされ、平成7年4月から期限表示を義務付けているところであり、製造 年月日と期限表示の併記を義務付けていた事実はありません。

期限表示に加え、製造年月日の表示を義務付けることについては、消費者にとっては、期限表示があれば商品の日持ちを判断することが可能と考えられること等から適当でないと考えます。

なお、事業者自らが製造年月日を任意に表示することについて妨げるものではなく、こうした任意の表示も含め、食品表示の指導・監視活動を強化し、適正化を図ってまいります。

また、JAS 法においては、製造業者等のうち表示内容に責任を有するものに表示義務を課しているところです。

〇 表示に関する啓発について

食品製造業者による期限表示の付け替え等の「ごまかし」の事実が大きく報道され、 健康被害が発生しているわけでもないのに、消費者に悪い印象を与えています。最初 につける期限表示が短すぎるのではないのでしょうか。消費者は賞味期限の長い商品 には、どっさりと「合成保存料」が放り込まれていると思っています。食品安全委員 会はこの風潮について、啓発活動を行うべきです。

(福岡県 男性 63歳 食品関係業務経験者)

〇 期限表示の設定について

賞味期限と消費期限についての違いは把握していたが、期間設定がメーカーにより 決められるとは知らなかった。期限設定法の規則化が必要と思われる。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品の表示については、食品衛生法、JAS 法、不当景品類及び不当表示防止法等の法律がありますが、それぞれの法目的から必要な規制が行われており、関係省庁が連携して、効率的且つ的確な運用を図ることが重要であると考えています。

食品安全委員会としても、委員会ホームページにおいて、食品表示に関する情報を入手する手段を御紹介しています。

(http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508 qa 4.html#9)

また、食品安全委員会が発刊している季刊誌「食品安全」においては、Vol.12 において子ども向けに「消費期限と賞味期限の違い」を解説し、Vol.13 では食の安全 Q&A で「食品表示」を取り上げるなど、分りやすい情報提供に努めています。

今後も、各府省と連携し、表示等に関する情報をこれらの媒体等を通じて提供 するよう努めてまいります。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

期限表示の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、原則として、食品等事業者が期限の設定を行うこととなります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等の結果に基づき、安全係数を考慮して、科学的・合理的に期限を設定する必要があります。

厚生労働省及び農林水産省においては、平成17年2月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」をとりまとめ、各食品業界団体等に通知しており、各食品等事業者においては、このガイドラインを踏まえ、期限の設定がなされているところです。

なお、当該ガイドラインでは、食品等事業者に対して、期限設定の根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときには、情報提供に努めるよう周知しているところです。

この他、期限表示に関するパンフレット及び加工食品の表示に関する共通 Q&A (第2集:期限表示について)を公表しており、今後とも食品表示に関する普及・ 啓発に努めてまいりたいと考えています。

(参考)

○「食品期限表示の設定のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/hyouji/dl/02.pdf

農林水産省ホームページ:

http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/guideline_a.pdf

○「パンフレット(食品の表示をすっきり、わかりやすく(期限表示))」

農林水産省ホームページ:

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pdf/pamph_g.pdf

○「加工食品に関する共通 Q&A (第2集:期限表示について)」

厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html

農林水産省ホームページ:

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pdf/qa_i.pdf

〇 加工食品の原産国表示について

外国産の諸原料を使っての加工調理食品には、主原料についての原産国表示が義務 化されていないものが多い。消費者の食の安全性の選択基準として、外国産原料の使 用の有無があると思うので、明らかに輸入素材で加工された商品については、原産国 表示を拡大すべきと提言する。

(愛媛県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

○ 中国産の味噌について

スーパーで味噌を購入したところ、中国産の味噌が売られていた。中国産の大豆を原料にして日本で加工して売り出しているのか、それとも、すべて中国産の原料で味噌を作ってから日本で詰め合わせているのか、不安を感じざるを得なかった。安心して購入できる表示が欲しいと思った。

(東京都 女性 53歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

食品の原産地表示については、JAS 法に基づき、

- ① 平成12年7月から、全ての生鮮食品に原産地の表示を義務付け、
- ② 平成13年4月から、外国で製造された加工食品に製造国名を表示することを義務付けるとともに、
- ③ 平成 18 年 10 月から、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして生鮮食品に近い 20 食品群を原料原産地表示の対象としたところです。

加工食品については、いくつかの原産地の原料を混合して使用する場合や、中間加工品を使用する場合などがあり、原料の原産地を大元までさかのぼって正確に把握することは現実的には困難である商品も存在しています。

このため、全ての加工食品について、原料の原産地表示を義務付けることは難 しいと考えています。

なお、義務付けの対象でない加工品においても原料原産地が把握できるものについては、事業者が原料原産地の情報を自主的に発信する取組も見られており、 今後、こうした事業者の前向きな取組を促してまいりたいと考えております。

10. その他

〇 栄養機能食品について

インターネットに、「栄養機能食品」をうたっているのに、その成分の機能も注意 喚起も載せずに他の効果をうたった食品が出回っています。栄養機能食品は、特定保 健用食品と異なり厳しい規制がありませんが、消費者にとっては、どちらも国が安全 を保証した食品と考えているのではないでしょうか。栄養機能食品にも、せめて書類 提出の義務を課すべきなのではないでしょうか。

(和歌山県 男性 52歳 食品関係研究職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

栄養機能食品とは、高齢化や不規則な生活により、1日に必要な栄養成分をとれない場合に、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを主旨とした食品です。

栄養機能食品は、同じ保健機能食品という制度の中にある特定保健用食品と違い、厚生労働大臣に対する個別の許可申請や届出等を行う必要がない自己認証制度のため、「厚生労働大臣による個別審査を受けたものではない旨。」の表示が義務づけられています。あくまで国が定めた規格基準に合っていれば、製造業者等が自らの責任で国が定めた栄養成分に関する機能を表示することができるという制度です。(現在、ビタミン 12 種類、ミネラル 5 種類の栄養成分に設定されています。)

また、栄養機能食品は、あくまで国が定めた栄養成分の規格基準に一つでも適合していれば表示できるというものなので、例えば、ダイエット補助食品に栄養機能食品の表示がされていた場合、ダイエット補助食品そのものが国の定めている基準に合っているわけではありませんし、その効果や安全性を保証するものでもありません。平成17年に栄養機能食品制度の見直しを行い、平成17年5月1日から厚生労働大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示を禁止することとし、これによって、栄養機能食品制度を悪用して、その栄養成分やその食品中に同時に含まれている他の成分について、ダイエット等の機能を表示することは禁止されることとなりました。

〇 サプリメント志向に注意喚起を

ダイエットや老化防止対策として、サプリメントに依存する傾向があるが、その効果については科学的根拠が明確でなく、デメリットが報告されているものさえある。 毎日3度の食事で多品目をバランスよくとれば栄養的に不足することはないので、栄養成分は、あくまでもサプリメントではなく、食事から摂るよう啓発していただきたい。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、委員会ホームページの「リスク評価」の項目で、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価について (http://www.fsc.go.jp/hyouka/risk_hyouka.html)、また食の安全ダイヤルに寄せられた FAQ においては、サプリメントを含めた新食品についてそれぞれ解説を行っています。 (http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508_qa_2.html#8)

また、「ビタミンAの過剰接収による影響」をファクトシートとして取りまとめ、 同ホームページで公開しております。(http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets.html) さらに、季刊誌「食品安全」でも、Vol.9 にて大豆イソフラボン、Vol.10 にてコ エンザイム Q10、Vol.11 でビタミン A について分りやすい説明に努めています。 今後も、必要に応じ、サプリメントを含めて食の安全に関する情報提供に努め てまいります。

【厚生労働省からのコメント】

食生活はバランスのよい食事が基本です。厚生労働省では、平成17年2月より、バランスのとれた食生活について普及啓発するため、「食生活指針」で示している「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを。」の表示について、特定保健用食品及び栄養機能食品については記載を義務付けるとともに、その他のいわゆる健康食品については記載するよう指導しています。